農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」及び徳島県県土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産部農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県農林土木設計業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書　平成２３年５月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２３年５月」において、「徳島県農林水産部及び総合県民局農林水産部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第４条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/

（受発注者共同による品質確保）

第５条　重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場　合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とし　た、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設ける　ことができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第６条　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

２　受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定す
るものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/

（オンライン電子納品）

第７条　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

２　なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第８条　受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

２　対象業務は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用する。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について
徳島県 CALS/ECHP
https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/

（用地調査等共通仕様書の読み替え）

第９条　「用地調査等共通仕様書」の第１条第１項中「徳島県県土整備部」とあるのは「徳島県農林水産部」と、第２条第４号中「第 32 条第２項」とあるのは「第 33 条第２項」と、第４条第１号、第５

1 条第１項、第 55 条及び第 59 条第３項中「国土交通省公共測量作業規程」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程」と、第 19 条第４項中「第 41 条に定める瑕疵担保の期間」とあるのは「第 55 条に定める契約不適合責任期間」と、第 21 条第４項中「第 32 条第２項」とあるのは「第 33 条第２項」と、第 22 条第１項中「第 30 条第１項」とあるのは「第 31 条第１項」と、第 54 条第１項中「徳島県公共測量作業規程」とあるのは「徳島県土地改良事業測量作業規程」と、それぞれ読み替えるものとする。

（電子納品）

第１０条　本業務は電子納品対象業務とする。

２　電子納品は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」（以下、「業務ガイドライン」という。）に基づいて実施することとし、「業務ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議すること。